主 文

1 本件控訴をいずれも棄却する。 ただし、被控訴人のうち別紙被控訴人目録中原告番号一三〇、同一七五、同三二六、同三七五の各イ、ロ、ハの合計一二名については、原判決主文第一項を「控訴人は、原判決添付別紙請求認容一覧表中原告番号一三〇、同一七五、同三二六、同三七五記載の金員の各三分の一およびこれらに対する昭和三七年六月三〇日以降右完済に至るまで年五分の割合による金員を、当該原告番号の各イ、ロ、ハの各被控訴人に対し、それぞれ支払え。」と訂正する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実

第一、 控訴代理人は、「原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。被控訴人らの 請求をいずれも取り消す。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とす る。」との判決を求め、被控訴人二一九名代理人は、主文第一項同旨の判決を求め (ただし、そのうち主文第一項但書記載の被控訴人一二名については、請求の趣 が「控訴人は、原判決添付別紙債権目録中原告番号一三〇、同一七五、同三〇日 一七五記載の金員の各三分の一およびこれらに対する昭和三七年六月三〇日 右完済に至るまで年五分の割合による金員を、当該原告番号の各イ、口、八路被 控訴人に対し、それぞれ支払え。」と変更された。)、被控訴人A(原告番号三 七)は、本件口頭弁論期日に出頭しないが、その陳述したとみなされる答弁書に は、主文第一項本文、第二項同旨の判決を求める旨の記載があり、その余の被控 は、主文第一項本文、第二項同目の判決を求める旨の記載があり、その余の被控訴 人九名(原告番号一三五、同一四二、同一六八、同二四九、同三〇八、同四二十 同四三五、同四三七、同四三八)は、適式の呼出を受けながら本件口頭弁論期日に 出頭しないし、答弁書その他の準備書面を提出しない。

控訴代理人の主張

- 一、 地方教育公務員に対し時間外勤務手当を支給しない旨の現行制度について (一) 都道府県立および市町村立のいわゆる公立学校に勤務する教職員(以下 「地方教育公務員」といろ。)の時間外勤務手当については、実定法上一般公務員 と異なつた取扱がなされている。 すなわち
- (1) 地方公務員法第五八条は、一般地方公務員に関するものであつて、同法第五七条は「教職員については特例を別に法律で定める。」旨定め、同条にもとづいて制定された教育公務員特例法第二五条の五第一項は、「地方教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。」旨定めているから、地方教育公務員には労働基準法は適用されない。
- (2) 市町村立学校職員給与負担法(昭和二三年法律第一三五号)および義務教育費国庫負担法(昭和二八年法律第三〇三号)は、地方教育公務員に支給すべき給料その他の給与の種類を限定して列挙している。そして、市町村立学校職員給与負担法第一条において、時間外勤務手当に限つてとくに(事務職員に係るものとする)という括弧書を付していることは、その反対解釈として、事務職員以外の教職員に対しては時間外勤務手当を支給できないことを明示していることが明らかである。
- (3) 一方、地方自治法第二〇四条第三項、第二〇四条の二および地方公務員 法第二五条第一項は、「地方公務員に対する給与の額およびその支給方法は、すべ

て条例で定めること」「条例にもとづかずにはいかなる給与その他の給付も職員に 支給することができない」旨を規定している。控訴人の「静岡県教職員の給与に関 する条例」(昭和三一年九月二八日条例第五二号)には、被控訴人ら教職員に対し て、一般公務員と同様な取扱いで時間外勤務手当を支給する旨の規定はない。

(二) したがつて、被控訴人らに時間外勤務手当を支給する余地はないのである。かりに被控訴人らが時間外手当請求権を有するとしても、条例が制定されないかぎり、それは抽象的請求権であるにとどまり、具体的請求権ではないというべきである。

二、 本件時間外勤務命令の不存在について

(一) 本件職員会議の運営の実体はつぎのとおりである。

- (1) 職員会議は、議事規則、定足数、議案等についてなんらの定めなく、すべて戦前戦後を通ずる慣行によつて運営されており、学校毎に任意に行う自発的慣行的存在である。
- (2) 議案としては、校長から教員に対する示達、諮問等の外に一つの職場集団としての教育に関する研修が主体をしめ、またPTA、親睦会等のことも討議される。
- (3) 招集には開始時刻のみが示されるが、終了予定時刻は示されず、午後五時ごろになると続行するか打切るかは出席者の意向によつて決定されるのがほとんどである。
- (4) 私用を含めて当初から出席することができない者あるいは途中で退席しようとする者は自由に欠席中座することができ、意に反して校長が出席を強要した 事例はない。
- (5) 出席者は、会議が五時以降にわたる場合でも、それが校長の時間外勤務命令であるとは意識していなかつたし、また、本件当時ないしそれ以前から時間外勤務手当の請求をしたことがない。
- (二) およそ時間外勤務命令においては、労働者の意思都合は一切無視され、 労働者は義務としてその勤務をしなければならないのである。しかしながら、右の ような実態の職員会議においては、校長が午後五時以降も同席していたというだけ では、校長が右のような時間外勤務命令を出したことにならないことはいうまでも ないところである。したがつて、本件時間外勤務命令は存在していない。

三、 本件時間外勤務命令の無効について

- (一) 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」(昭和二八年三月二四日条例第三二号)第八条は、被控訴人ら教職員に対する時間外勤務命令等について「県教育委員会が、特に定める場合に限り、これを命ずることができる。」と規定していて、学校長には右命令権限が与えられていない。そして、全国都道府県を通じ被控訴人らの主張するような時間外勤務に対して手当が支給されたことは全くなく、また、右条例に第八条にもとづいて県教育委員会が「特に定めた場合」とは入学試験事務に限られていたことは、学校長、被控訴人らを含む県下教職員が充分に承知していたのである。
- (二) したがつて、本件時間外勤務命令は、法規に違反しており、その瑕疵は 重大かつ明白であるから、無効である。

四、被控訴人の主張四は認める。

被控訴人二一九名代理人の主張

-、 控訴人の主張一ないし三は、いずれも争う。

二、地方公務員法第五八条は同条第三項に規定する労働基準法の各条項の適用を除外するほかその他の同法の規定を地方公務員に適用することを定め、教育公務員特例法第二三条第二項は「この法律中の規定が国家公務員法又は地方公務員法の規定に矛盾し又はてい触すると認められるに至つた場合は、国家公務員法又は地方公務員法の規定が優先する。」と定めているから、地方公務員法第五七条、教育公務員特例法第二五条の五により地方公務員について労働基準法の適用が排除される。また、市町村立学校職員給与負担法、義務教育国庫負担法は、公立の小中学校の経費のうちの一部を国庫が負担するとか都道府県が負担するとかてにて定めているにすぎず、これにより教職員の給与の内容、金額を定めたものではない。

三、 控訴人は本件時間外勤務命令が不存在、無効であると主張する。しかしながら、被控訴人らが本件時間外勤務を余儀なくされたことは明らかな事実である。 これに対して時間外勤務手当が支給されないことになつては、勤務時間制は有名無 実となり、被控訴人らは無制限に無償の労働を余儀なくされるという弊害が生ずる

こと明らかであつて、控訴人のこの点についての主張は誤りである。 四、 なお、B (原告番号一三〇) は昭和四〇年一二月二日、C (同一七五) は昭和三九年九月四日、D (同三二六) は昭和三八年九月一九日、E (同三七五) は 昭和四一年六月五日それぞれ死亡し、別紙被控訴人目録記載の当該原告番号の各 イ、ロ、ハの各被控訴人が相続分三分の一ずつ相続した。

当事者双方の証拠の関係は、つぎに記載するほかは、原判決の事実摘示の

とおりであるから、その記載を引用する。 控訴代理人は、乙第二二ないし第四五号証を提出し、当審証人F1、同F2、同 F3、同F4、同F5、同F6、同F7、同F8、同F9、同F10、同F11、 同F12、同F13、同F14、同F15、同F16の各証言を援用した。 被控訴人二一九名代理人は、当審における被控訴人G、同H、同I、同J、

K、同L各本人尋問の結果を援用し、乙第二二ないし第四五号証の成立はいずれも 認めると述べた。

被控訴人らが原判決添付別紙原告目録記載の各学校(本判決添付別紙被控 訴人目録と同じ。ただし、右原告目録に静岡県立下田高等学校とあるのを静岡県立 下田北高等学校と訂正する。)に勤務する静岡県立学校教職員であり、控訴人静岡 県からそれぞれ原判決添付別紙超過勤務手当明細表記載の各給料(本俸、暫定手 当、調整額)を支給されていたこと、および、静岡県においては、職員の正規の勤 務時間は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」(昭和二八年三月二四日条例第三二号)(以下「勤務時間条例」という。)第二条、「職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する規則」(昭和二八年四月一日人事委員会規則一三—一)(以下「勤務時間規則」という。)第二条第一、二項により一週間につき四四時間とされ、勤務時間の割振は、月曜日から金曜日までは午前八時一五分から午後五時まで とし、土曜日は午前八時一五分から午後零時一五分までと定められていたことは、 いずれも当事者間に争いがない。

二、 いずれも成立に争いのない甲第一号証の一〇ないし二二、同第二号証の一ないし六、同第三号証の一ないし七、同第四号証の三ないし二一、同第六号証の一 〇ないし一六、同第七号証の一ないし五、同第八号証の一ないし九、同第九号証の - 、二、同第一〇号証の三ないし七、同第一一号証の一ないし四、同第一二号証の - 三ないし一八、同第一三号証の二ないし一五、同第一四号証の一一ないし二〇、 同第一五号証の一一ないし一八、同第一六号証の二ないし五、同第一七号証の二な いし九、一一ないし一三、同第一八号証の七ないし一八、同第一九号証の一六ない し二九、同第二〇号証の二ないし五(甲第四号証の九ないし二一および同第一九号 証の二七ないし二九についてはその原本の存在についても争いがない。)、原審証人M1、同M2、同M3、同M4、同M5、同M6、当審証人F3、同F4、同F5、同F6、同F7、同F8、同F9、同F10、同F11、同F12、同F13、同F14、同F15、同F16の各証言、原審における被控訴人N、同O、同P、当審における被控訴人G、同H、同I、同J、同K、同L各本人尋問の結果を

総合すると、つぎの事実を認めることができる。 1 被控訴人らの勤務する各学校においては、校長が学校の運営を適正に実施す る目的のもとに職員会議が開かれていた。右職員会議は、法規上の制度として各学校に設置すべきものとはされていないが、学校教育の特殊性にもとづき各学校ごと に戦前から自然発生的に生れた事実上の制度であつて、運営方法等の実態は各学校 によって多少の相違があるが、右会議においてはおおむね、校長が教育委員会の指 示事項や校長会の結果必要な事項の伝達をしたり、校長の教育方針を理解徹底させ る等のことがなされるほか、学校の教育方針、教育活動の問題、生徒の懲戒、入退 学者の決定、学期末成績の評価、文化祭、体育祭等の行事の施行に関することから PTAに関する事項についてまで学校運営の全般の問題について審議された(な 、時には教職員の親睦に関する事項が協議されることもあつたが、これは教職員 が集つた機会をとらえて附随的に行われたにすぎない。)。右審議の結果は、当然に校長を拘束するものではなかつたが、校長においてその結果を尊重し、これを参考にして学校運営の計画をたて、かつこれを実行して行く建前であつた。なお、右 会議において審議された事項、欠席者の有無、会議の開始、終了時刻等会議の模様 は、校務日誌、教務日誌に記載されたり、そのために作成されている職員会議録に 記載されて記録にとどめられることになつており、学校によつては右記録を欠席者に回覧して周知徹底をはかつているところがあつた。 2 右会議は、校長の主宰のもとに当該学校に勤務する全部の教職員(とくに必

要がある場合は事務職員が加わることもあつた。)をもつて構成され、教職員はとくにやむをえない支障のある者のほかは他の校務をさしおきあるいはやりくりをしてでもこれに出席すべきものとされていた。したがつて、やむをえず会議に欠席するとか途中で退席する者は、校長、教頭、会議の司会者あるいは同僚に断つて欠席または退席することになつていた。

3 右会議は、定例もしくは必要の都度月一、二回から四、五回位開かれるのを常としたが、右会議の開かれる日時場所はあらかじめ校長の指示により口頭または黒板に掲示する等の方法で職員に伝達された。会議の司会には教頭、教務主任あるいは輪番制で各教職員が当り、開始時刻は、教職員に支障の少い放課後、すなわち、授業のある平日は放課後の午後三時すぎとされることが多く、勤務時間の午後五時までには終了する例であるが、それまでに審議が終了しないで、とくに必要のある場合はそのまま勤務時間後も審議が続行されることがあり、また学校によつては勤務を要しない土曜日の午後に行われることもあつた。

4 右によって会議が勤務時間外にわたる際、学校によっては、会議を打切るか続行するかについて出席者の意向をきき、それに従うことになっていたところがあるが、右の意向によって会議が続行されることになった場合においても、出席している校長は、会議の主宰者としてその結果を了承していたし、勤務時間の内外によって、審議内容、審議方法等職員会議の運営にはなんら変更はなく、職員会議の性質内容に差異を生じることはなかった。

5 以上のような職員会議が被控訴人らが勤務する各学校においてそれぞれ原判決添付別紙超過勤務手当明細表記載の各年月日(ただし、昭和三五年四月三〇日以前の分および気賀高校における昭和三六年二月二日の分を除く。)に開催され、終業時刻から引続き同表記載のごとき終了時刻まで審議が続行されたが、被控訴人ら(ただし、主文第一項但書記載の被控訴人らについてはその先代、以下同じ、)は同表記載のとおり右会議に出席して右審議に参加した(ただし、職員会議の開始時刻について榛原高校における昭和三六年三月一八日(土)の分は同日午後一時三〇分である。)。

(である) (である

四、そこで、被控訴人らが正規の勤務時間外に行われた職員会議に出席したことを理由に時間外勤務に対する割増賃金の支払請求権を取得するか否かについて検討する。

〈要旨第三〉(一) まず、この点についての法律関係をみるに、被控訴人ら公立学校の教職員は地方公務員としての身分を有〈/要旨第三〉する(教育公務員特例法第三条参照)から、被控訴人らには地方公務員法が適用され、ただ、同法第五七条にもとづく教職員についての特例が設けられることがあるにとどまる。そして地方公務員には、特別に除外されたもののほかは労働基準法の諸規定が適用される(地方公務員法第五八条参照)ところ、労働時間等に関する労働基準法第四章については適用除外規定なく、かつ、被控訴人らは公立学校の教職員であつて同法第九条、第八条第一二号により同法にいう労働者に該当するから、同法第四章の諸規定は、被控訴人らに適用されることになる。

- (1) この点について、控訴人は、「地方公務員法第五八条は、一般地方公務員に関するものであつて、教育公務員については、同法第五七条、教育公務員特例法第二五条の五第一項により労働基準法は適用されない。」と主〈要旨第四〉張する。しかしながら、教育公務員特例法第二五条の五第一項は「公立学校の教育公務員の給与の種類および〈/要旨第四〉その額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。」との規定であつて、これ、地方公務員の給与勤務時間その他の勤務条件は条例で定める(地方公務員の給与勤務時間その他の勤務条件は条例で定める(地方公務員大会務員の給与勤務時間をの他の勤務条件は条例で定める(地方公務員を制定したにすぎず、もとは、生をも均質化するために、条例を制定する際の方針を規定したにすぎず、もといりでは、教育公務員特例法第二三条第二項参照)から、控訴人の右主張は採用できない。
- (2) また、控訴人は、「義務教育費国庫負担法、市町村立学校職員給与負担法は給与の種類を限定して列挙しているし、ことに同法第一条において、時間外勤務手当に限つてとくに(事務職員に係るものとする)との括弧書を付していることから、この反対解釈として、教職員に対しては時間外勤務手当を支給できないことになつている。」と主張する。しかし、右各法律は公立の義務教育諸学校の経費をどこが負担するとかあるいは市町村立の小学校等の職員の給与をどこが負担するとかについて規定するものにすぎず、これにより教職員の給与を規定したものではないから、控訴人の右主張は採用できない。

「職員の給与に関する規則」(昭和三二年九月一四日人事委員会規則七一二五、以下「給与規則」という。)がある。)第一五条において、「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき第一八条に規定する勤務一時間当りの給与額の一〇〇分の一二五(その勤務が午後一〇時から翌日の午前五時までの間である場合は、一〇〇分の一五〇)を時間外勤務手当として支給する。」と定められているのである。控訴人は、「給与条例には教職員に対して時間外勤務手当を支給する規定がない。」と主張するが、右主張が理由のないことは右に述べたところがら明らかである。

(三) したがつて、法律および条例上被控訴人らには時間外勤務手当が支給される建前になつているといわなければならない。

五、 これを被控訴人ら教職員の職務の形態についてみるに、教員は児童生徒の 教育を掌る(学校教育法第二八条第四項、第五一条、第七六条参照)というすぐれ て創造的な職務にたずさわるものであるところがら、その職務内容は日常の授業が その重要な地位を占めるが、もとよりこれに限定されるものではなく、授業時間にかかわらず、学校の内外を問わずに行われるべき児童生徒の指導その他準備、研 究、修養、各種の校務等きわめて多岐にわたり、常に所定の勤務場所、時間に拘束 されていたのではその活動に柔軟性を欠き本来の目的を充分に達成することができ ない性質のものであつて、他の職種のように労働時間をもつてその勤務をはかるこ とが困難であるという特殊性を有することが明らかである。地方公務員法第五七条 および教育公務員特例法(とくに、同法第一九条、第二〇条(研修)参照)はこれらの特殊性を考慮しての規定であり、また、成立に争いのない乙第一号証、当審証 人F1の証言によれば、昭和三二年従来の官吏俸給令による給与から職務給を加味 した一天階級の終与(コーユニの民党)の記述による給与から職務給を加味 した一五階級の給与(二、九二〇円ベース)に切り替えが行われた際、教員につい ては右のような特殊性等を考慮して一般の職員よりほぼ一割程度増額した給与額に 切り替えられたいきさつがあるので、文部省当局としては爾後教員に対しては時間 外勤務を命じないようにすべき旨の行政指導を行い、政府もこれに対する財源措置 をしていないことを認めることができるのである。しかしながら、労働時間の算定が困難であつても、不可能というものでないことはもちろんであり、右のような職 務の特殊性があるからといつて被控訴人ら教職員の職務の性質上当然に時間外勤務 の観念を否定しなければならないことになるものではない。したがつて、右職務の 特殊性も前記四において述べた法律および条例上の建前を否定するものではないと いうべきである。

七、 (一) 果してしからば、本件各学校長が所属教職員である被控訴人らに指示して勤務時間外に職務として職員会議に参加させたのは、適法の権限にもとづかないものといわざるをえない。もしそういらことになれば、かかる時間外勤務に対しては時間外勤務手当を支給されないことになるのであろうか、問題であるといわなければならない。

を法律的にいえば、校長は、同法第一〇条にいう「使用者」とし〈/要旨第五〉ての立場に立つものであり、その「使用者」としての校長の指示にもとづいて、正規の勤務時間外に職務としての職員会議が行われた以上、組織法上校長に右指示の権限がなかつたとしても、雇用主たる控訴人は、職員会議への出席といろ時間外勤務に対し所定の割増賃金を支払わなければならないと解するのを相当とする。控訴人は、「校長には本件時間外勤務命令権限がなく、この瑕疵は重大にして明白であるから、右命令は無効である。」と主張するが、右命令に事実上拘束力を認めざるをえない以上、その命令の行政法上の効力いかんは別として、控訴人は、右瑕疵を理由に増賃金の支払を拒むことはできないというべきである。

に増賃金の支払を拒むことはできないというべきである。 (二) ところで、静岡県においては、勤務時間条例、同規則により勤務時間は 日八時間または四時間、週四四時間とされており、時間外勤務手当の支給をさいる前記四(二)の給与条例第一五条にいう「正規の勤務時間」というのが右をさいているので、その間にそごが生じるのである。 であるが、労働基準法に定める労働条件が最低のものである。 は明らかであるが、労働基準法に定める労働条件が最低のものであるがら、右勤務時間条例は、労働基準法に定める労働条件を高め労闘とは、労働を出てのをのであり、給与条例第一五条も前記のにこ)のとおり労働基準法の対したものと解される割増賃金の支払をして右に述べたところは、勤務時間を超えたすべての勤務について妥当し、右時間外対には一律に給与条例に従った割増賃金が支払われるべきものと解するのが相当である。

〈要旨第六〉八、 控訴人は、「本件時間外勤務命令は、所定の方式に従つていないから、命令として不存在である。」と主張〈/要旨第六〉する。なるほど、給与規則第二七条には、時間外勤務手当は時間外勤務命令簿により勤務を命ぜられた職員に対し実際に勤務した時間を基礎として支給すると定められ、右命令簿の様式も別に定められていることが明らかで、前記六に挙げた各証拠によれば、入試事務の際には所定の方式に従つた勤務命令が出されているのに、本件被控訴人らの時間外勤務についてはかかる様式をそなえていないことを認めることができる。しかし、右命令簿は時間外勤務命令の有無と、これにもとづいてなされた時間外勤務の内容を明確にし、もつてその手当の支給に遺漏のないようにするために定められたものにずないと解するのを相当とするから、この命令簿に記載がないからといつて時間外勤務の事実を否定することは許されないというべきである。

勤務の事実を否定することは許されないというべきである。 九、 控訴人は、「地方公共団体の経費はすべて予算に計上されねばならないと ころ、静岡県においては入学試験事務の場合を除き教職員の時間外勤務手当につい て予算を組んでいないから、制度上これを支給しまない。」

て予算を組んでいないから、制度上これを支給しえない。」 〈要旨第七〉と主張する。静岡県において本件のような時間外勤務手当についての 予算措置がなされていないことは、前記〈/要旨第七〉六において認定したとおりであ るが、法律および条例上被控訴人ら教職員にも時間外勤務手当が認められている以 上、財政措置を講じていないからといつて、地方公共団体としてその負担すべき手 当の支給を拒みえないことはもちろんである。

なつていたことを認めることができる。しかしながら、右各証拠によれば、右のような取扱は自宅研修等の必要があつてとられていることを認めうるし、前記五に述 べた教職員の勤務の特殊性を考慮すれば、勤務時間内に帰宅を妨げない取扱がなさ れたからといつて、そのために当然以後の時間が勤務を要しない時間になるものとはいえないから、この点の控訴人の主張は採用できない。

控訴人は、「本件のような時間外勤務に対しては、時間外勤務手当を支 払わない、あるいは、時間外勤務手当は請求しない、旨の事実たる慣習があつた。」と主張するが、被控訴人らにも適用のある労働基準法は割増賃金の支払を強 したがつて、従前この支払がなされたことがないことをもつて控訴人主張のような慣習がある場合にあたるとしても、その効力を有せざるものというべきである。 一二、しかして、時間外勤務手当の算出方法が労働基準法第三七条同法施行規則第二九条第一項、給与条例第一五条、第一八条、給与規則第二八条第二項によ

り、時間外勤務一時間について

(給料の月額+暫定手当の月額)×12/一週間の勤務時間(44)×52×12 5/100 (ただし、勤務時間が午後10時~午前5時の時は150/100) の割合による金員となることが明らかであるから、前記二に認定した時間外勤務に 対し、前記一の各給料額を基礎として、右算出方法によつて算出すると、被控訴人 ついて認められる時間外勤務手当は、原判決添付別紙時間外勤務手当明細表備 考欄記載の各金額(その各被控訴人についての合計額は原判決添付別紙請求認容-覧表記載のとおり)となることが計数上明らかである。

そうだとすると、以上と同趣旨において、右各金員とこれに対する支払期到来以 後である昭和三七年六月三〇日以降完済に至るまで民法所定の年五分の割合による 遅延損害金の支払を求める部分について、被控訴人らの請求を認容した原判決は相 当であつて本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却すべく、なお、本判決 主文第一項但書記載の被控訴人一二名につき、その各先代が死亡し、それぞれ三分 王文第一項担害記載の被控訴人――石にうさ、その各先代が死亡し、それぞれ三分の一ずつの相続分によつて相続したことは当事者間に争いがなく、そのように請求の趣旨が変更されたから、右主文第一項但書のとおり訂正すべく、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小川善吉 裁判官 小林信次 裁判官 川口冨男)